

○佐賀県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

昭和59年1月1日

本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いに関し、必要な事項を定めたものとする。

(警察旗の制式)

第2条 警察旗の制式は、別表のとおりとする。

(警察旗の使用)

第3条 警察旗は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 県警察として行う主要な行事のとき。
- (2) その他警察職員の士気高揚等のため必要なとき。

本条…一部改正 [平成18.5本部訓令11]

(警察旗の保管責任者)

第4条 警察旗の保管責任者は、警務部総務課長とする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令第2]

第5条 警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長が、警察旗使用申請書（様式第1号）により保管責任者に申請するものとする。

2 保管責任者は、前項の申請を受けたときは、警察旗使用簿（様式第2号）に記載するものとする。

本条…一部改正 [平成18.5本部訓令11]

附 則

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成18年5月9日本部訓令第11号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

(別表及び様式は省略)